

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱

茨木市地域包括支援センター実施要綱（平成18年5月12日実施）の一部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。第3及び第4において「法」という。）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置及び同項に規定する包括的支援事業（以下「包括的支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2 包括的支援事業の実施主体は、茨木市とする。

（実施の委託）

第3 市長は、法第115条の47第1項及び第2項の規定により、包括的支援事業の運営に関し適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に対し、センターの運営方針を示して、当該事業を委託するものとする。

（センター設置の届出）

第4 第2の規定により委託を受けた者（第5、第6及び第12において「受託者」という。）は、法第115条の46第3項の規定に基づき、茨木市地域包括支援センター設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出て、センターを設置するものとする。

(1) 受託者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書

(2) 事務所内の平面図

(3) 茨木市地域包括支援センター職員の経歴書（様式第2号）

（変更等の届出）

第5 受託者は、第4の届出の内容に変更が生じた場合は、茨木市地域包括支援センター設置変更届出書（様式第3号）により、事業の廃止、休止、又は再開を行う場合は茨木市地域包括支援センター（廃止・休止・再開）届出書（様式第4号）により、速やかに届け出るものとする。

（受託者が従うべき基準）

第6 受託者は、センターの運営に当たっては、茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年茨木市条例第34号。第7において「条例」という。）第2条に規定する基本方針及び別に定めるセンターの運

営方針に従うものとする。

(その他これに準ずる者の条件)

第7 条例第3条第1項第1号に規定する「その他これに準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とする。(准看護師を除く。)

2 条例第3条第1項第2号に規定する「その他これに準ずる者」とは、福祉事務所の現業職員としての業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

3 条例第3条第1項第3号に規定する「その他これに準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修と同等の研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者とする。

(職員の配置)

第8 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合は、おおむね2,000人増えるごとに1人の職員を加えた員数とする。この場合において、保健師その他これに準ずる者を優先的に配置するものとする。

(公正・中立性の確保)

第9 センターは、包括的支援事業の実施に当たっては、高齢者に提供されるサービスの種類又はそのサービスを提供する事業者等が特定の種類又は特定のサービス事業者等に正当な理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(職員の連携等)

第10 センターは、職員同士に情報を共有させ、並びに職員同士を連携及び協働させ包括的支援事業を実施しなければならない。

(地域包括支援ネットワークの構築)

第11 地域の保健、医療、介護及び福祉関係の専門職並びにボランティア、民生委員その他の地域福祉を支える関係者及び地域の住民と協働して地域の課題を解決する仕組みづくりに努めなければならない。

(守秘義務)

第12 受託者(受託者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営協議会への報告)

第13 センターは、運営に関する事項について茨木市附属機関設置条例(平成27年3

月10日) 第2条に規定する茨木市地域包括支援センター運営協議会に報告しなければならない。

(職員証)

第14 センターの職員は、市が交付する茨木市地域包括支援センター職員証(様式第5号。以下「職員証」という。)を携帯するとともに、訪問先の利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しなければならない。

2 センターの職員は、職員証を改ざんし、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

3 センターの職員は、センターの職員でなくなったときは、直ちに職員証を返却しなければならない。

4 職員証の有効期間は、交付を受けた日から退職その他の事由によりセンターの職員でなくなるまでの間とする。

5 職員証を紛失し、若しくは汚損し、又は氏名を変更したときは、速やかに地域包括支援センター職員証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から実施する。

茨木市地域包括支援センター設置届出書

(届出先) 茨 木 市 長

(届出者)

所在地

法人名称

代表者名

⑩

介護保険法第115条の46第3項に基づく地域包括支援センターの設置について、次のとおり届け出ます。

地域包括支援センター	名称	
	所在地	〒

届出者	名称			
	主たる事務所の所在地			
	連絡先	電話		F A X
	法人の種別	社会福祉法人 医療法人 一般財団法人 その他 ()		
	代表者	職名		
		氏名	生年月日	M/T/S/H 年 月 日
		住所	〒	

地域包括支援センター	設置予定年月日		
	営業日及び営業時間	営業日	
		営業時間	
	担当する区域	圏域	
	職員の職種・員数	常勤	非常勤
	保健師等	人	人
	社会福祉士	人	人
	主任介護支援専門員	人	人
	その他（事務職等）	人	人
※職員の氏名、生年月日、住所及び経歴について、「様式第2号」を添付してください。			

【添付書類】 次の書類を添付してください。

(1) 受託者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書	当該事項の実施について定めてある定款、寄付行為等の条文	第〔 〕条第〔 〕項第〔 〕号
(2) 事務所内の平面図		
(3) 茨木市地域包括支援センター職員の経歴書（様式第2号）		

様式第2号（第4関係）

茨木市地域包括支援センター職員の経歴書

名称	
所在地	〒

職員氏名		生年月日	M/T/S/H 年 月 日
職種	※資格証明書を添付してください。 介護支援専門員の場合は登録番号（ ）		

主 な 職 歴 等		
年 月 ～ 年 月	勤務先等	職務内容

職務に関する資格	
資格の種類	資格修得年月日

備考（研修等の受講状況）

茨木市地域包括支援センター変更届出書

令和 年 月 日

（届出先） 茨 木 市 長

（届出者）

所在地

法人名称

代表者名

㊟

次のとおり内容に変更がありましたので届け出ます。

	変更があった事項	変更の内容
1	地域包括支援センターの名称及び所在地	(変更前)
2	受託事業者の名称	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者の氏名、生年月日及び住所	
5	営業日及び営業時間	
6	職員の職種・員数	(変更後)
7	定款、寄付行為及びその登記事項証明書 (当該事業に関するものに限る。)	
8	事務所内の平面図	
9	職員の氏名、生年月日及び経歴	
10	その他 ()	
変更年月日		平成 年 月 日

(備考) 1 該当項目番号に○を付けてください。

2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第4号（第5関係）

茨木市地域包括支援センター（廃止・休止・再開）届出書

令和 年 月 日

（届出先） 茨 木 市 長

（届出者）

所在地

法人名称

代表者名

㊞

次のとおり地域包括支援センターの（廃止・休止・再開）をしましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する 地域包括支援センター	名称
	所在地
休止・廃止・再開の区分	廃止 ・ 休止 ・ 再開
休止・廃止・再開した年月日	平成 年 月 日
休止・廃止した理由	
現に支援を受けていた者に対する措置 （休止・廃止した場合のみ）	
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

様式第5号（第14関係）

（表面）

地域包括支援センター職員証	
顔写真 (縦 30mm ×横 24mm)	センター名 氏名
上記の者は茨木市が委託する地域包括支援センターの職員であることを証明する。	
令和 年 月 日発行	茨木市 印

（裏面）

- 1 本証は、介護保険法第115条の47の規定に基づき茨木市が委託する地域包括支援センターの職員であることを証するものである。
- 2 職務の執行にあたっては本証を常に携帯し、利用者等から求められたときは提示しなければならない。
- 3 本証の有効期間は、発行の日から表記センターの職員でなくなるまでの間とする。

様式第6号（第14関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所属センター
センター長氏名
職員氏名

印
印

地域包括支援センター職員証再交付申請書

茨木市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する要綱第14の規定により職員証の再交付を申請します。

	氏名の変更	変更前	変更後
		(氏名)	(氏名)
	紛失	・紛失年月日 年 月 日 ・紛失の状況	
	汚損		

注1 該当する項目に○印及び必要事項を記入すること。

注2 氏名の変更又は汚損の場合は職員証を添付すること。